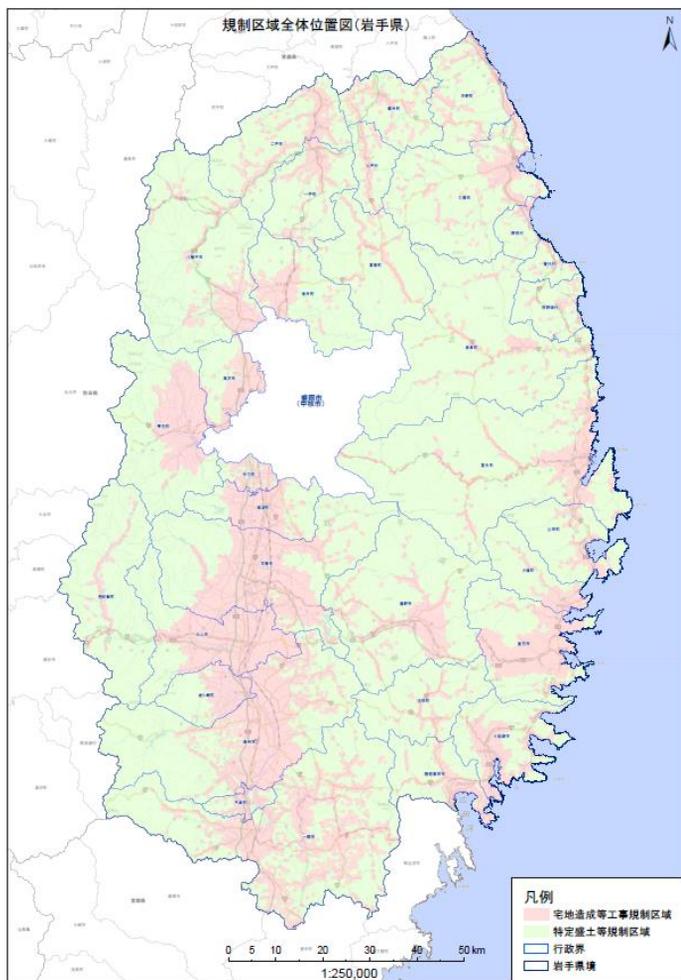


令和7年5月23日(金)から 盛土規制法の運用を開始します。

宅地造成等規制法が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)が新たに定められました。岩手県では、盛土規制法に基づく規制区域を令和7年5月23日(金)に指定し、運用を開始します。

令和7年5月23日(金)以降、規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、工事着手前に許可又は届出が必要となりますので、手続きに漏れないようご注意ください。

規制区域



盛岡市(中核市)の規制区域は、盛岡市長が別途指定

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が崩壊した際に人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定します

特定盛土等規制区域

市街地や集落、その周辺などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が崩壊した際に人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定します

許可申請から工事完了までの流れ

① 許可申請前

- ・土地の所有者等全員の同意
- ・周辺住民への事前周知



② 許可申請・許可

- ・許可基準への適合
- ・知事等の許可



③ 工事着手

- ・現場での標識掲出
- ・中間検査
- ・定期報告



④ 工事完了

- ・完了検査

都市計画法に基づく開発許可を受けて行われている工事は、盛土規制法の許可を受けたものとみなされますが、③の盛土規制法に基づく手続きについては別途必要です。



※区域の詳細等は、ホームページをご覧ください。

規制対象となる盛土等の規模

区域	行為	許可					
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)
		イメージ図					
土石の堆積	一時的な	要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの		⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの		
		イメージ図					

区域	行為	許可	届出				
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件	①盛土で高さが1m超、2m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超、5m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超、5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが2m超、5m超となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超、3,000㎡超となるもの(①～④を除く)
		イメージ図					
土石の堆積	一時的な	要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超、5m超かつ面積が300㎡超、1,500㎡超となるもの		⑦最大時に堆積する面積が500㎡超、3,000㎡超となるもの		
		イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<規制区域の指定時に現に盛土等や土石の堆積の工事を行っている場合の取扱い>

令和7年5月23日(金)に許可・届出対象と同規模の盛土等を行っている場合は、令和7年6月13日(金)までに工事内容を届出する必要があります。

盛土規制法に関するよくある質問

Q 自分の土地が規制区域に入ったら、どのような手続きが必要ですか？

A 盛土等の工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。一方で、規制区域内では、盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者等に課せられます。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう注意してください。

Q 許可を受けてない盛土工事は、どのように見分けられますか？

A 許可対象の工事である場合、許可取得後にインターネット上で公表されるほか、現場に標識が設置されます。

注意

無許可等で盛土等を行った場合などは罰則の対象になります。

- ・最大で懲役3年以下
- ・罰金1,000万円以下
- ・法人に対しては最大3億円以下

